

木津川市立木津第二中学校 いじめ防止基本方針

令和6年度
木津川市立木津第二中学校
(平成30年4月一部改正)

目 次

はじめに

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	4
(2) いじめの基本認識	4
(3) いじめの態様	5
(4) いじめの構造	5

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	5
(2) 道徳教育の充実	6
(3) 体験活動の充実	6
(4) 「ことばの力」の育成	6
(5) 児童の主体的な活動の充実	6
(6) 居場所づくり	6
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	6
(8) 家庭・地域との連携	7
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	7

3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	7
(2) 相談しやすい環境づくり	7
(3) 定期的な教育相談の実施	8
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	8
(5) 家庭や地域との連携	8
(6) 関係機関との連携	8

4 いじめへの対応

(1) 初期対応	8
(2) 事実の確認	9
(3) 対応の方針決定及び指導	9
(4) いじめの解消	9
(5) 保護者との連携	10
(6) 関係機関等との連携	10

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 「いじめ対策委員会」の設置	11
-------------------	----

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの未然防止	12
(2) ネットいじめの早期発見・早期対応	12

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは	13
(2) 重大事態発生時の対処	14

8 組織的ないじめ対応

.....	15
-------	----

《語句説明》	17
--------	----

資料関係

重大事態対応フロー図

いじめのサイン発見チェックリスト

教職員の振り返りチェックリスト

家庭用 子どものサイン発見チェックリスト

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

本校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目標に、また、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応を組織的に行うために、京都府・木津川市・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策(以下「いじめの防止対策等」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、「木津川市立木津第二中学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

木津川市立木津第二中学校

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【いじめ防止対策会議「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」より】

(2) いじめの基本認識

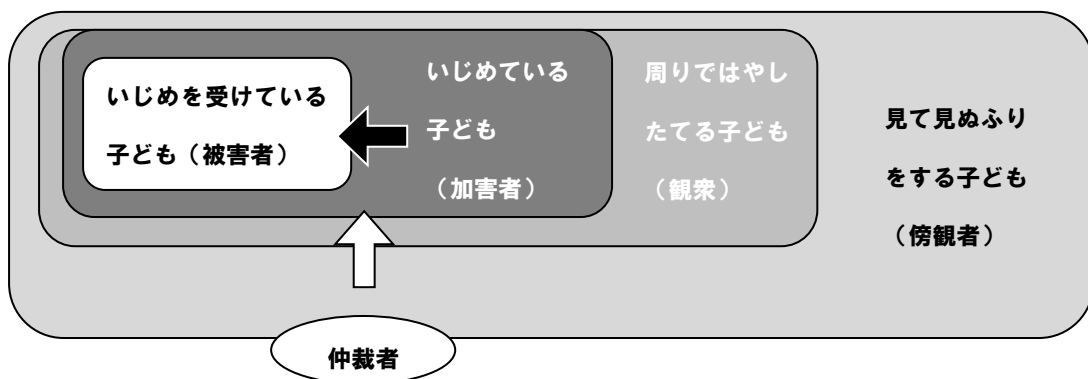
- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。¹⁾
- ② いじめはどの子どもにも起こり得るものであり全ての生徒に関係する問題である。²⁾
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。³⁾

- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しが怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3)いじめの態様

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

(4)いじめの構造⁴⁾



2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の生徒の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切です。そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組に、計画的・組織的に取り組んでいきます。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、発達の段階に応じて、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3) 体験活動の充実

キャリア教育を中心に地域学習を推進し、各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験学習等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4) 「ことばの力」⁵⁾の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、アクティブラーニングの視点から、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、生徒の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって

望ましい人間関係を築ける児童を育成します。

(5)生徒の主体的な活動の充実

生徒会等で、縦割り集団活動を取り入れて生徒の相互理解を進めるとともに、生徒が自主的にいじめ問題について考え議論する等の、生徒主体の取組を積極的に実施することで、生徒のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、保護者や地域、校区の小学校と協力したあいさつ運動等を継続して、互いに認め合い、助け合える生徒を育成します。

(6)居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」⁶⁾や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」⁷⁾を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの生徒も落ち着ける場所をつくることと、すべての生徒が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。

(9)未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域と連携して、情報を収集する等の取組に努めます。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」⁸⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 1～2学期末
- ・実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの生徒との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に努めます。また、一人一人の生徒と教員が話をする教育相談の活動を取り入れます。

生徒がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を生徒に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての生徒を対象とした教育相談⁹⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 各学期のいじめアンケートを実施した後の期間
- ・実施方法 個別面談形式

(4)教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的に実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5)家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や学級懇談会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促すことで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6)関係機関との連携

日頃から警察や関係市長部局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組めます。

4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で早急に対応します。

(1) 初期対応

- ①直ちに学年の教師や学年主任等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた生徒やいじめを通報してきた生徒の安全を直ちに確保する。

(2) 事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立っておこなう。
- ②事実確認の際には、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒をきめ細かく観察し、周辺の状況等を客観的に確認する。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた生徒へは、必ず解決できる希望がもてることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。
必要がある場合は、いじめた側の生徒を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ④いじめた側の生徒に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その生徒の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。

- ⑤軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応を行う。(いじめの認知件数としては計上する)
- ⑥その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(4)いじめの解消

- ①いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- ②いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ただし、これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して、継続か解消かを判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安とする）継続していること。

（ただし、いじめ被害の重大性等から、さらなる期間が必要といじめ対策委員会が判断した場合は、より長い期間を設定する。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと、本人・保護者に対する面談等により確認されること。

- ③上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、注意深く観察を継続する。

(5)保護者との連携

- ①いじめを受けた生徒の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えとともに、適宜連絡を密に取る。

②いじめた側の生徒の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

また、当該生徒の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(6)関係機関等との連携

①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。

②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を教頭とし、関係機関に周知する等の連携を図る。

③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

(1)「いじめ対策委員会」の設置

いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。

②本校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。

③いじめの相談・通報の窓口となる。

④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。

- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・担任等関係教職員

※状況に応じて、市教委と協議の上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

※また、学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を仰ぐ場合もある。

【委員会の開催】

- ①学期末のいじめ調査後に定例会として開催する。
- ②緊急の場合等、校長若しくは生徒指導主任が臨時に招集して開催する。

6 ネットいじめへの対応

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われるいじめに対応するため、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

(1) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行っていきます。

【学校が取り組むべきこと】

- ①生徒に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。

- ②ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やP T Aの各種会議等で積極的に広報するとともに、P T Aと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、生徒会等の取組を積極的に支援し、生徒の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。

(2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における生徒一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、生徒の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

○家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

○生徒又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

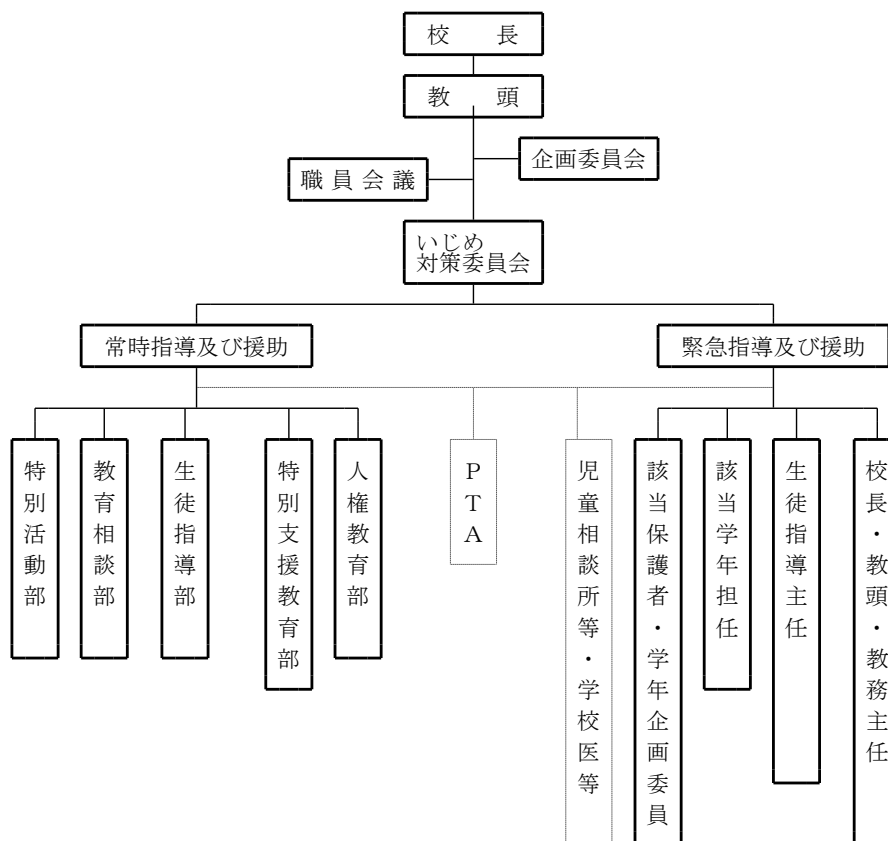
(2) 重大事態発生時の対処

- ①速やかに市教育委員会へ報告する（すぐに第一報、その後別紙様式で）。
- ②学校と市教育委員会との協議の上、学校いじめ対策委員会若しくは木津川市いじめ防止等対策委員会等が調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。
- ③調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する調査結果の提供は、教育委員会と連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤情報提供に際しては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

8 組織的ないじめ対応

1 校内の組織及び指導体制



2 常時指導及び援助の内容

(1) 実態把握と課題についての分析から恒常的な取組の計画立案

人権意識の高揚のための具体的な手だて

- ① 生徒指導部
 - ア 生徒実態の把握（いじめアンケート等）・家庭との連携
 - イ 生徒指導部会の開催（全校の生徒指導上の諸問題の実態把握） 毎週木曜日 4 校時
 - ウ 職員研修の企画立案や資料提供
 - エ 問題事象への対応
- ② 特別活動部
 - ア 集団作りの研修……生徒指導との連携をとり、推進体制の充実
各学級集団の現状と今日の生徒像に関する共通理解
 - イ 学校行事、縦割り集団の活動
 - ウ 望ましい部活動の在り方指導
- ③ 教育相談部・特別支援教育部・人権教育部
 - ア 教育相談日の設定
 - イ 教育相談部会の開催（全校の不登校等の諸問題の実態把握） 毎週木曜日 5 校時
 - ウ 生徒実態の把握と人権意識高揚に向けての研修
 - エ 特別支援学級との日常交流の促進と課題点の把握（定期的な関係担任者会）
- ④ 企画委員会（校長, 教頭, 教務主任, 学年主任, 生徒指導主任で構成）
 - ア 総括的な実態把握と課題解決のための取組に関する検討（該当事象担当者への援助的立場で）
 - イ 学年学級における情報交換

- (2) 生徒指導部を中心として、人権に関わる児童実態から特徴的な背景と家庭環境等の分析
 - ① 事例を取り上げての対策の検討と共通理解
 - ② 家庭と日常的な連携をはかりながらの児童対応と取組
- (3) 保護者向け人権啓発の広報活動と研修資料等の提供
 - ① 学校からの働きかけ
 - ア 啓発広報……学校・学年・学級だより
人権週間の取り組み
 - イ 父母懇談会の開催…… いじめ問題解決への協議
 - ② 保護者からの働きかけ
 - ア 学年会や学級PTAの会の計画と開催
- (4) 本校の課題に即した教職員研修
 - ① 生徒指導部が、他の分掌と連携しながら、課題解決に向けての研修を進める。
 - ② 職員研修……「豊かな心と温かい人間関係の確立」に向けての取組（特別活動部、人権教育部等）
「事例」に関する研修（生徒指導部等）
 - ③ 指導者研修……府総合教育センター等への職務研修
指導資料や参考文献等の情報の整理と提供

3 緊急指導及び援助の内容

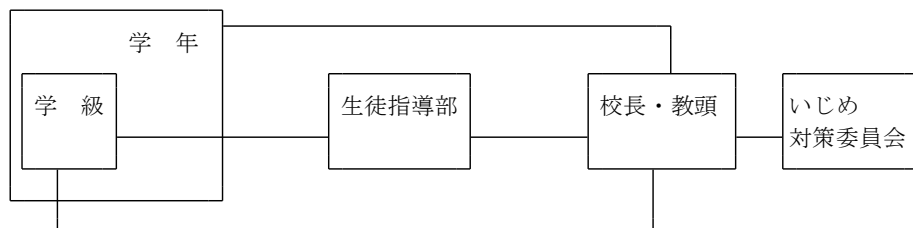
- (1) 問題事象への緊急対応、実態の把握と効果的な指導に関する内容の検討……主として生徒指導部が担当

- (2) 問題事象発生時における指導

問題事象については、児童の人権を大切にしながら教職員が一致協力して課題解決にあたる。

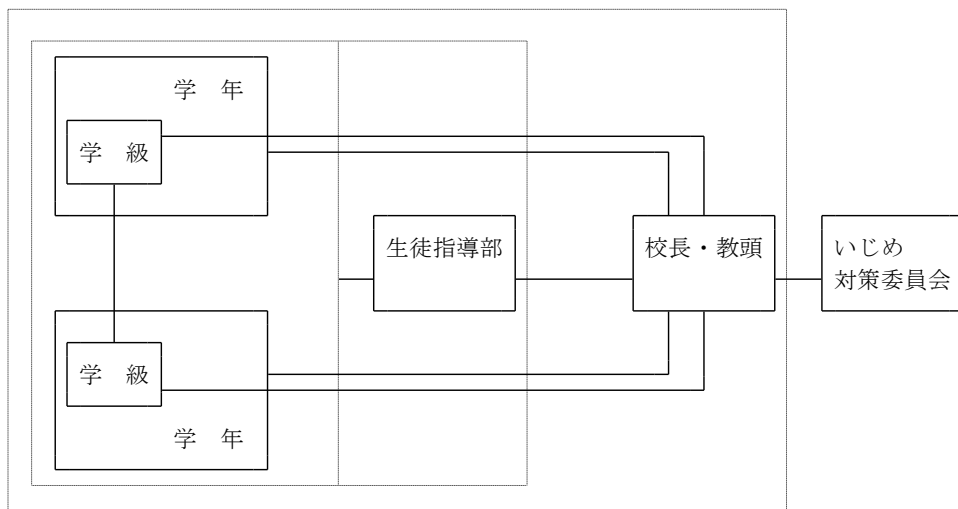
・学級内問題事象

学年の生徒指導部が中心となり、学年会で諸問題を出し合い学年にの実態を把握して取り組みを進めることを基本とする。



・多学年の問題事象

複数学年、(他校)にまたがる問題事象については、生徒指導部が窓口としての役割を果たし、指導の統一を図りながら、課題解決にあたる。



- ①どんな場合も、問題事象の発見者は、学級担任・生徒指導主任・校長・教頭に報告し、問題事象をすみやかに全教職員のものにすること。
- ②関係者は引き続き情報収集、ケースにより早期の家庭訪問の実施。
- ③重要課題は、職員会議に報告し、協議をはかり再発防止に努める。

.....

《語句説明》

- 1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめの禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫かなくてはなりません。
- 2) いじめ問題は、特定の生徒に関わる問題ではなく、全ての生徒に関係する問題であることを認識しなければなりません。

- 3) いじめの件数は『認知件数』と表現されます。これは、平成18年度の文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から用いられました。

それまでは『発生件数』とされていましたが、報告される件数は、あくまで教師によって認知されたものに限られるため、発見できたもの、あるいは発覚したものがすべてであるかのように見なして『発生件数』と表現してしまうことは、少なからず事実を過小評価してしまう危険性があるために変更されたものです。

この変更の趣旨は、単に実態に即した表現の変更だけではなく、「いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努力するべきである」という意味合いも含まれています。

学校におけるいじめへの対応には、非認知件数を減らし、真の発生件数を把握しようとする積極的な取組が求められています。 (『教育委員会月報』No.745 参照)

- 4) いじめの構造は、不変的なものではなく、短期間のうちに加害者が被害者に、被害者が加害者や観衆に変わる可能性があります。

国立教育政策研究所が過去3回実施した「いじめ追跡調査」の結果からは、「いじめられっ子 (いじめられやすい子)」や「いじめっ子 (いじめやすい子)」はほとんど存在せず、多くの生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示されました。

学校は、常に個々の生徒を柔軟な視線で見守らなくてはなりません。

5)「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について（H19.8 報告）」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」であるとしており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・言語によって論理的に考える力
- ・言語を使って表現する力

6)「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

7)「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること（いじめを受けたこと）が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、この3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる（リスクが高くなる）が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」がなければ加害行為に及ばない、としています。

8) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもいじめはおこる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気づかない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりすることが必要です。

9) 状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施することも効果的でしょうし、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望むことも一つの方法です。

また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うことも一つの方法です。